主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人諫山博、同辻本育子の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、常習賭博罪の訴因における常習性については、常習性を示す具体的事実を 起訴状に記載する必要はなく、単に「常習として」と記載すれば足りるものと解す べきであるから、これと同趣旨に出た原判断は相当である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五三年一二月五日

最高裁判所第二小法廷

郎	_	喜	塚	大	裁判長裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官